

資料2

保育事業の概要

市内認可保育園の事業状況について

平成25年4月1日現在

公立・私立の別		保 育 園 名	定 員	0 歳 児 保 育 (産休明けの受入れ)	延長保育 1 時 間	延長保育 2 時 間	一時保育 (定員内)	一時保育 (専有室)	子育てひろば (拠点型)	子育てひろば (A 型)	障がい児保 育	病 後 児 保 育	保 育 所 体 験 事 業
公立	公設公営	第 1 保 育 園	118		○		○		○	○	○		
		第 3 保 育 園	98	○	○		○		○	○	○		
		第 4 保 育 園	75		○		○			○	○		
		第 5 保 育 園	67		○		○			○	○		
		第 6 保 育 園	88	○	○		○		○	○	○		
		第 7 保 育 園	67		○		○			○	○		
		乳 児 保 育 園	34	○	○		○			○	○		
	公設民営	駅前乳児保育園	31	○	○		○				○		
私立	民設民営	清瀬上宮保育園	94	○	○		○				○		○
		のしお保育園	80	○		○	○				○		○
		中清戸保育園	80	○	○		○				○		○
		すみれ保育園	120	○	○			○	○		○		
		すみれ保育園分園	26	○	○						○		
		きよせ保育園	200	○		○		○			○	○	
		定員計	1,178										

用語解説

0 歳 児 保 育 (産休明けの受入れ) …… 産休明け、生後2ヶ月経過した乳児の受入れ。

延 長 保 育 …… 通常開所時間、11時間を超えての前後の時間の保育。夕方の延長保育が多く、1時間延長は19時まで、2時間延長は20時まで。

一 時 保 育 (定 員 内) …… 保育園を利用していない児童の一時的な預かり、保育園の欠員を利用し、欠員内での保育。

一 時 保 育 (専 有 室) …… 保育園を利用していない児童の一時的な預かり、一時保育専有室で常時10名程度の受入れ。

子 育 て ひ ろ ば …… 保育園を利用していない児童のいる世帯に対し、園庭の開放や育児の相談等を行っている。

障 が い 児 保 育 …… 障がいの程度に関わらず、集団保育可能な児童の受入れ。

病 後 児 保 育 …… 病気回復期にある等、集団保育が困難な児童の専有室での一時保育。

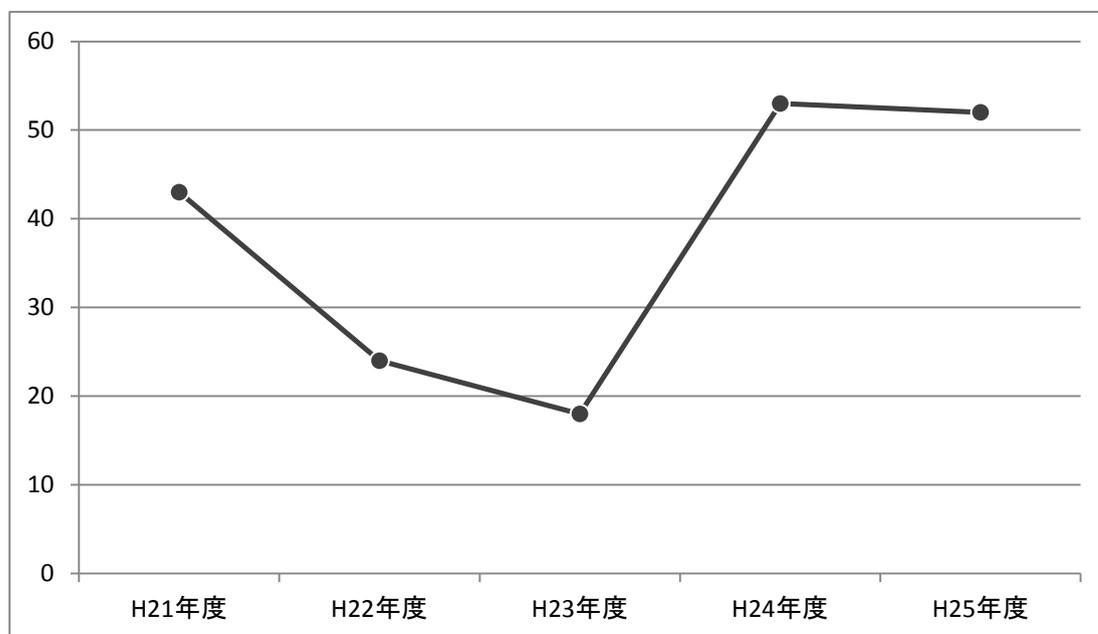
保 育 所 体 験 事 業 …… 保育園を利用していない児童への定期的な保育園の体験や、保育園入所児童との交流、及び育児相談等を行う。

待機児童数の推移

●各年度4月（平成20年度から各年度4月1日現在）

単位：人

対象年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
待機児童数(人)	43	24	18	53	52



●待機児童の年齢別内訳

単位：人

年齢	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
0歳	2	2	5	18	2
1歳	14	7	6	29	27
2歳	23	8	2	5	20
3歳	3	6	2	1	2
4・5歳	1	1	3	0	1
計	43	24	18	53	52

市内認可保育園の今後の施策

<認可保育園の定員について>

●平成26年度・平成27年度の定員の増減

【平成26年度】

内 容	単位:人						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
第5保育園 1・2歳児受入れ廃止		-10	-12				-22
第1保育園 定員変更	6		-6	-10	-5	-5	-20
《新設》せせらぎ保育園(仮)	15	18	20	22	22	23	120
《新設》みどり保育園(仮)	10	10	10	10	15	15	70
平成26年度計	31	18	12	22	32	33	148

【平成27年度】

内 容	単位:人						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
第5保育園 廃園				-15	-15	-15	-45
第4保育園 廃園		-5	-10	-20	-20	-20	-75
《定員増》清瀬上宮保育園	4	5	6	4	4	4	27
《新設》野塩保育園(仮)	9	10	12	16	16	17	80
平成27年度計	13	10	8	-15	-15	-14	-13

2ヶ年計	44	28	20	7	17	19	135
-------------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------	------------

●公立・私立別定員数の推移 (単位:人)

公立	H25	H26	H27
0歳	33	39	39
1歳	75	65	60
2歳	100	82	72
3歳	120	110	75
4歳	125	120	85
5歳	125	120	85
計	578	536	416

私立	H25	H26	H27
0歳	59	84	97
1歳	92	120	135
2歳	107	137	155
3歳	113	145	165
4歳	113	150	170
5歳	116	154	175
計	600	790	897

公私計	H25	H26	H27
0歳	92	123	136
1歳	167	185	195
2歳	207	219	227
3歳	233	255	240
4歳	238	270	255
5歳	241	274	260
計	1,178	1,326	1,313

保育料の決定方法について

1. 所得に応じた保育料

保育料は扶養義務者の所得に応じて決められます。ここでいう扶養義務者とは、保育園を利用する児童と生計を同一にする扶養義務者全員を指しますので、夫婦で所得がある場合は合算されます。

基本的には前年の所得税額によって保育料が算定され、所得税が生じていなければ前年度の市民税の状況で保育料が決まります。所得税が高くなれば保育料も高くなります。所得税が低くなれば保育料も安くなります。昨年と所得がそれほど変わらなくとも、扶養家族が増えて控除額が多くなり、所得税額が減れば保育料も安くなります。

この方法は「国基準徴収金」の算定方法と同じです。

2. 年齢・入所児童数に応じた算定

同じ所得であっても、入所児童の年齢によって保育料は変わります。これはやはり幼児よりも乳児のほうに人員配置などが厚いため、負担する費用に差をつけているためです。「国基準徴収金」では「3歳未満児」と「3歳以上児」に分けていますが、清瀬市では「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3段階に分けています。

また、同一世帯から複数の児童が保育園等※に通っている場合、2人目は保育料を1/2に、3人目は無料にしています。「多子軽減」といわれていますが、「国基準徴収金」でも同じことをしています。

※保育園等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額(月額)									
			3歳未満児			3歳児			4歳以上児			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C階層	A階層及びD階層を除く世帯で前年度分の市民税の額が右の区分に該当する世帯	1階層	均等割のみの世帯	4,000	2,000	0	3,300	1,650	0	3,300	1,650	0
		2階層	所得割課税額が10,000円未満の世帯	4,900	2,450	0	4,200	2,100	0	4,200	2,100	0
		3階層	所得割課税額が10,000円以上の世帯	5,600	2,800	0	4,900	2,450	0	4,900	2,450	0
D階層	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯でその所得税の額が右の区分に該当する世帯	1階層	2,000円未満	7,000	3,500	0	6,500	3,250	0	6,500	3,250	0
		2階層	2,000円以上 12,000円未満	8,600	4,300	0	8,200	4,100	0	7,900	3,950	0
		3階層	12,000円以上 25,000円未満	10,300	5,150	0	10,100	5,050	0	8,600	4,300	0
		4階層	25,000円以上 35,000円未満	13,500	6,750	0	11,700	5,850	0	9,400	4,700	0
		5階層	35,000円以上 50,000円未満	18,500	9,250	0	12,700	6,350	0	10,000	5,000	0
		6階層	50,000円以上 72,000円未満	23,500	11,750	0	15,300	7,650	0	11,400	5,700	0
		7階層	72,000円以上 120,000円未満	28,900	14,450	0	17,500	8,750	0	14,600	7,300	0
		8階層	120,000円以上 180,000円未満	33,900	16,950	0	20,000	10,000	0	16,300	8,150	0
		9階層	180,000円以上 230,000円未満	39,200	19,600	0	23,000	11,500	0	18,600	9,300	0
		10階層	230,000円以上 280,000円未満	42,500	21,250	0	25,100	12,550	0	20,800	10,400	0
		11階層	280,000円以上 330,000円未満	43,300	21,650	0	25,900	12,950	0	21,600	10,800	0
		12階層	330,000円以上 380,000円未満	46,300	23,150	0	27,900	13,950	0	22,100	11,050	0
		13階層	380,000円以上 430,000円未満	47,100	23,550	0	28,700	14,350	0	22,900	11,450	0
		14階層	430,000円以上 500,000円未満	50,600	25,300	0	31,100	15,550	0	25,600	12,800	0
		15階層	500,000円以上 600,000円未満	50,800	25,400	0	31,300	15,650	0	25,800	12,900	0
		16階層	600,000円以上 700,000円未満	51,300	25,650	0	31,800	15,900	0	26,300	13,150	0
		17階層	700,000円以上	51,800	25,900	0	32,300	16,150	0	26,800	13,400	0

備考

- この表の「3歳未満児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による保育の実施がとられた日(以下「保育実施日」という。)の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいう。
- この表の「3歳児」とは、保育実施日の属する年度の初日において4歳に達していない児童(3歳未満児を除く。)をいう。
- この表の「第1子」、「第2子」及び「第3子以降」は、同一世帯において就学前児童が保育園(法第7条及び児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)に規定する認可保育園)、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条及び同法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第3条に定める認可幼稚園)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項に定める認定こども園)、特別支援学校幼稚園(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚園)、知的障害児通園施設(法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設)、難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設)、肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「肢体不自由児施設の通園児童に対する療育について」(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設)及び情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部)に在籍又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービス)を利用する児童とする。
- この表のC階層の第1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C階層の第2階層及び第3階層における「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定を適用しないものとする。また平成22年度税制改正において廃止となった年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分を控除の対象として適用する。
- この表のD階層の第1階層から第17階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定により計算された所得税の額とする。ただし、この所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
 - 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
 また平成22年度税制改正において廃止となった年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分を控除の対象として適用する。

保育園の運営費について

<保育料について>

保育料は、児童福祉法に基づき「家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」と定められており、各自治体ごとに保育料を設定しています。また、国も「保育所徴収金基準額」を設定しており「国基準徴収金」や「国基準保育料」等といわれています。

この「国基準徴収金」は下記表のとおり非常に高額に設定されており、実質保育料の限度額、と捉えられていますので、どの自治体でも保育料は「国基準徴収金」より低くなっています。

保育所徴収金基準額表（国基準徴収金）

階層区分	定 義		徴 収 金 月 額	
			3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護受給世帯		0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯		9,000円	6,000円
第3階層	市民税課税世帯		19,500円	16,500円
第4階層	所得 税 課 税 額	40,000円未満	30,000円	27,000円
第5階層		40,000円以上	44,500円	41,500円
		103,000円未満		
第6階層		103,000円以上	61,000円	58,000円
		413,000円未満		
第7階層		413,000円以上	80,000円	77,000円
		734,000円未満		
第8階層		734,000円以上	104,000円	101,000円

「国基準徴収金」と「市基準保育料」の比較（一部）

3歳未満児の場合	国 基 準	市 基 準
生活保護受給世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	9,000円	0円
市民税所得割 10,000円	19,500円	5,600円
所得税 35,000円	30,000円	18,500円
所得税 70,000円	44,500円	23,500円
所得税 200,000円	61,000円	39,200円
所得税 500,000円	80,000円	50,800円
所得税 750,000円	104,000円	51,800円

「国基準徴収金」に対し、「市基準保育料」がどのくらいの保育料を設定しているかの割合を「徴収割合」といいます。

<負担金のしくみ(私立保育園)>

保育所運営費の一部を形成する負担金は、自治体の地域区分や、保育所の定員数、施設長の設置未設置、さらに職員の勤続年数の平均を用いて、児童の年齢別に非常に細かく国によって単価設定がされています。清瀬市において、定員 100 人規模の保育園では下記のような単価となっています。

定員 91 人～100 人まで	
0 歳児	1 6 2, 6 8 0 円
1 歳～2 歳児	9 3, 5 3 0 円
3 歳児	4 2, 0 5 0 円
4 歳以上児	3 5, 1 4 0 円

こうした単価に基づき、市は毎月月の初日に在籍している児童数分の費用を保育園に支払っています。児童福祉法上、まず市が保育園に全額を支払い、支払った 1 / 2 を国が負担し、1 / 4 を都が負担する事になっています。結果、残りの 1 / 4 が市の負担となります。

この負担金は単純に支払った全額を国や都が負担するのではなく、支払った金額から保育料収入を引いた残りの 1 / 2 なり 1 / 4 を国や都が負担する事になっています。

年間の負担金試算① (実際には加算や年度途中で単価の改正がありますが省略します)

0 歳児 10 人、1 歳児 10 人、2 歳児～5 歳児各々 20 人の計 100 人の保育園とし、上記の単価を当てはめると、年間の負担金の合計は 80, 151, 600 円となります。

保育料は所得に応じて世帯によって金額が異なりますが、分かりやすく 1 世帯の月額保育料を 2 万円とすると年間の保育料収入は 24, 000, 000 円となります。

$$\begin{array}{rcl} \text{(負担金計)} & - & \text{(保育料)} & = & \text{(法定負担分)} \\ 80, 151, 600 & - & 24, 000, 000 & = & 56, 151, 600 \end{array}$$

法定負担分のうち

$$\begin{array}{l} \cdot \text{国負担分}(1/2) \dots 56, 151, 600 \times 1/2 = \underline{28, 075, 800} \\ \cdot \text{都負担分}(1/4) \dots 56, 151, 600 \times 1/4 = \underline{14, 037, 900} \end{array}$$

が負担金となります。

法定負担分の残り 1 / 4

$$\cdot \text{市負担分}(1/4) \dots 56, 151, 600 \times 1/4 = \underline{14, 037, 900}$$

が市の負担となります。

<国・都・市の負担割合(私立保育園)>

負担金は負担金総額から保育料収入を引いた額を、国・都・市で負担することになっていますが、この保育料収入は「国基準徴収金」で計算されています。「国基準徴収金」と「市基準保育料」の差額は市の負担となっており、「市肩代わり保育料」と呼ばれています。

年間の負担金試算②

「市基準保育料」の徴収割合が「国基準徴収金」の50%と想定し、「国基準徴収金」の額を48,000,000円とします。負担金算出の際の保育料収入は48,000,000円が使用されます。

$$\begin{array}{rcl} \text{(負担金計)} & - & \text{(保育料)} & = & \text{(法定負担分)} \\ 80,151,600 & - & 48,000,000 & = & 32,151,600 \end{array}$$

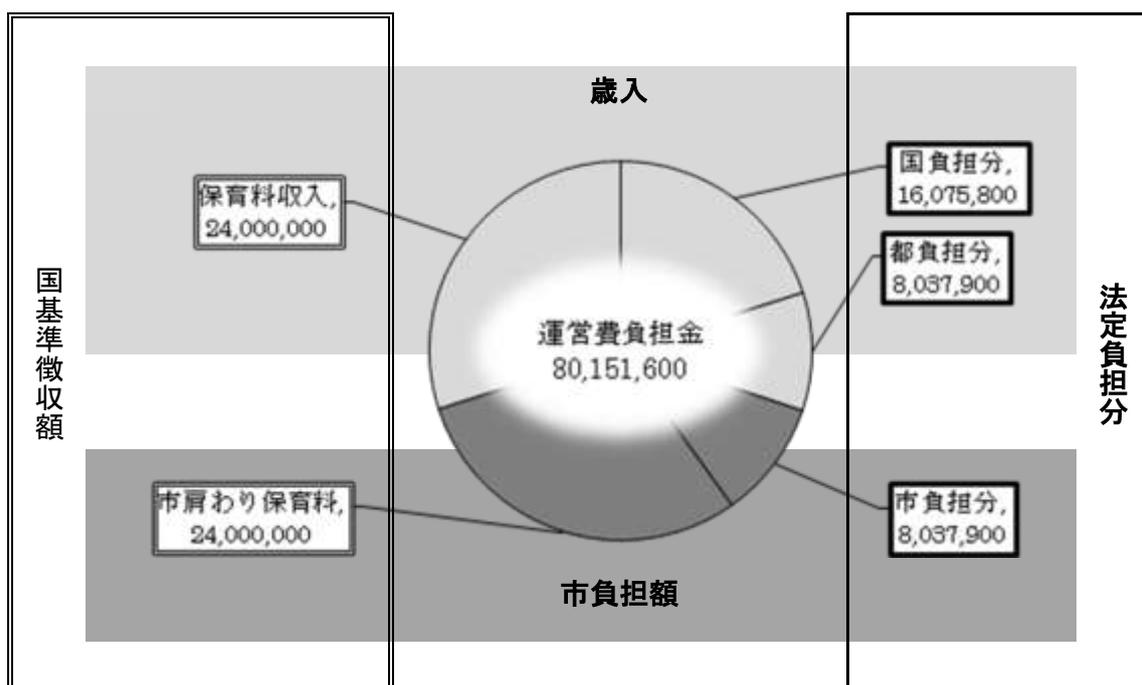
法定負担分の負担割合は

- ・国負担分(1/2)・・・ $32,151,600 \times 1/2 = \underline{16,075,800}$
- ・都負担分(1/4)・・・ $32,151,600 \times 1/4 = \underline{8,037,900}$
- ・市負担分(1/4)・・・ $32,151,600 \times 1/4 = \underline{8,037,900}$

市の負担には法定負担の1/4に加え「市肩代わり保育料」も加えられます。

$$\begin{array}{rcl} \text{(市負担分)} & + & \text{(市肩代わり保育料)} & = & \text{(市負担合計)} \\ 8,037,900 & + & 24,000,000 & = & 32,037,900 \end{array}$$

負担金のこのようなしくみのため、「市基準保育料」が低ければ「市肩代わり保育料」も増え、市の負担は大きくなります。また「国基準徴収金」が高くなると法定負担分が少なくなり、「市基準保育料」を改正しない限り「市肩代わり保育料」が増えることとなります。



国基準・市基準 保育料徴収基準額表の比較

【国基準】 保育所徴収金(保育料)基準額

(単位：円)

階層	課税状態	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市民税非課税世帯	9,000	6,000
第3	市民税課税世帯	19,500	16,500
第4	所得税課税 40,000円未満	30,000	27,000
第5	所得税課税 40,000円以上103,000円未満	44,500	41,500
第6	所得税課税 103,000円以上413,000円未満	61,000	58,000
第7	所得税課税 413,000円以上734,000円未満	80,000	77,000
第8	所得税課税 734,000円以上	104,000	101,000

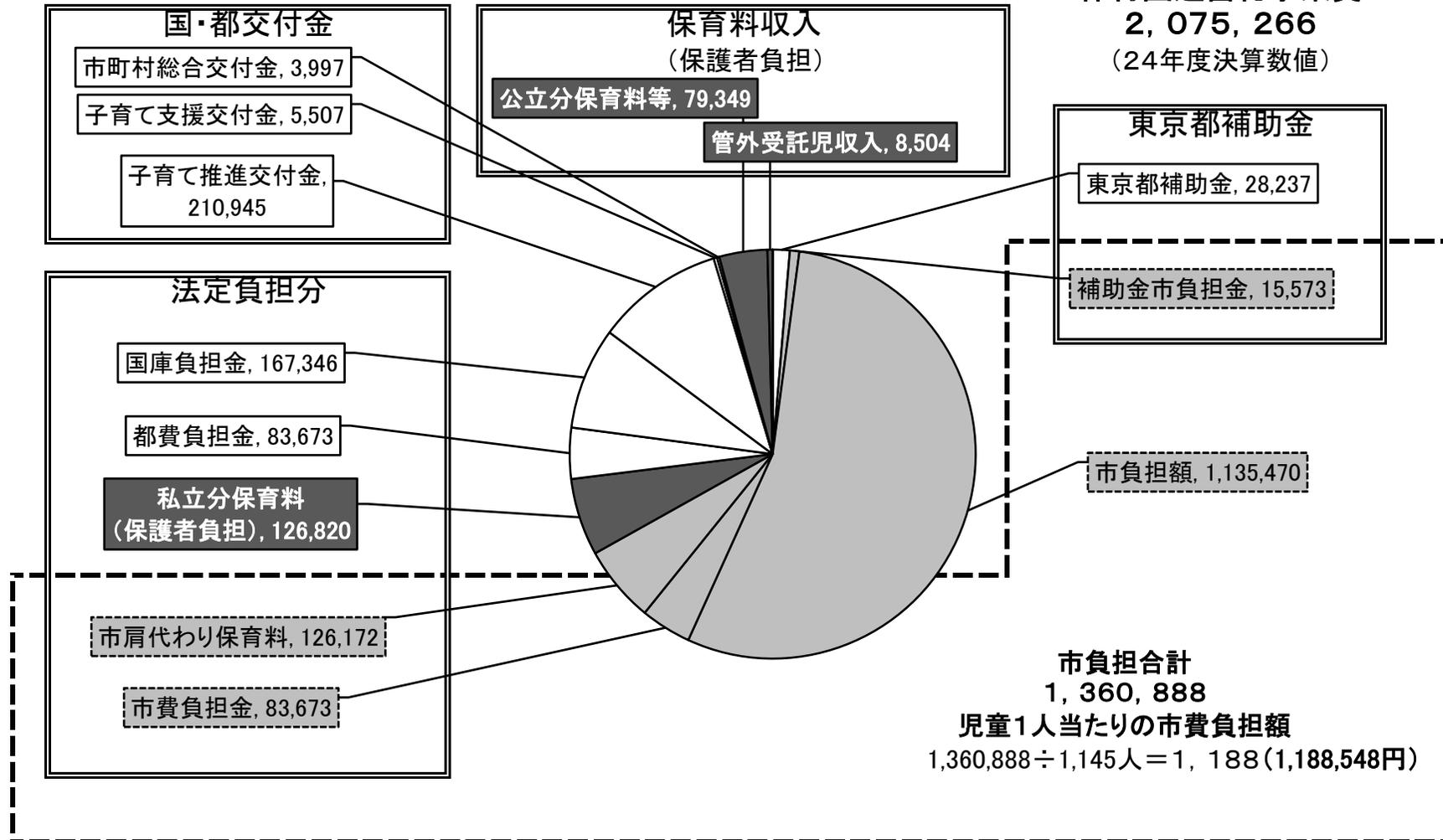
【市基準】 徴収金基準額(保育料)

(単位：円)

階層	課税状態	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税均等割課税世帯	4,000	3,300
	市民税所得割 10,000円未満	4,900	4,200
	市民税所得割 10,000円以上	5,600	44,900
D	第1 所得税課税 2,000円未満	7,000	6,500
	第2 2,000円以上 12,000円未満	8,600	8,200
	第3 12,000円以上 25,000円未満	10,300	10,100
	第4 25,000円以上 35,000円未満	13,500	11,700
	第5 35,000円以上 50,000円未満	18,500	12,700
	第6 50,000円以上 72,000円未満	23,500	15,300
	第7 72,000円以上 120,000円未満	28,900	17,500
	第8 120,000円以上 180,000円未満	33,900	20,000
	第9 180,000円以上 230,000円未満	39,200	23,000
	第10 230,000円以上 280,000円未満	42,500	25,100
	第11 280,000円以上 330,000円未満	43,500	25,900
	第12 330,000円以上 380,000円未満	46,300	27,900
	第13 380,000円以上 430,000円未満	47,100	28,700
	第14 430,000円以上 500,000円未満	50,600	31,100
	第15 500,000円以上 600,000円未満	50,800	31,300
	第16 600,000円以上 700,000円未満	51,300	31,800
	第17 700,000円以上	51,800	32,300

保育園運営費の財源について

(単位:千円)
保育園運営総事業費
2,075,266
 (24年度決算数値)



市負担合計
1,360,888
児童1人当たりの市費負担額
 $1,360,888 \div 1,145人 = 1,188 (1,188,548円)$

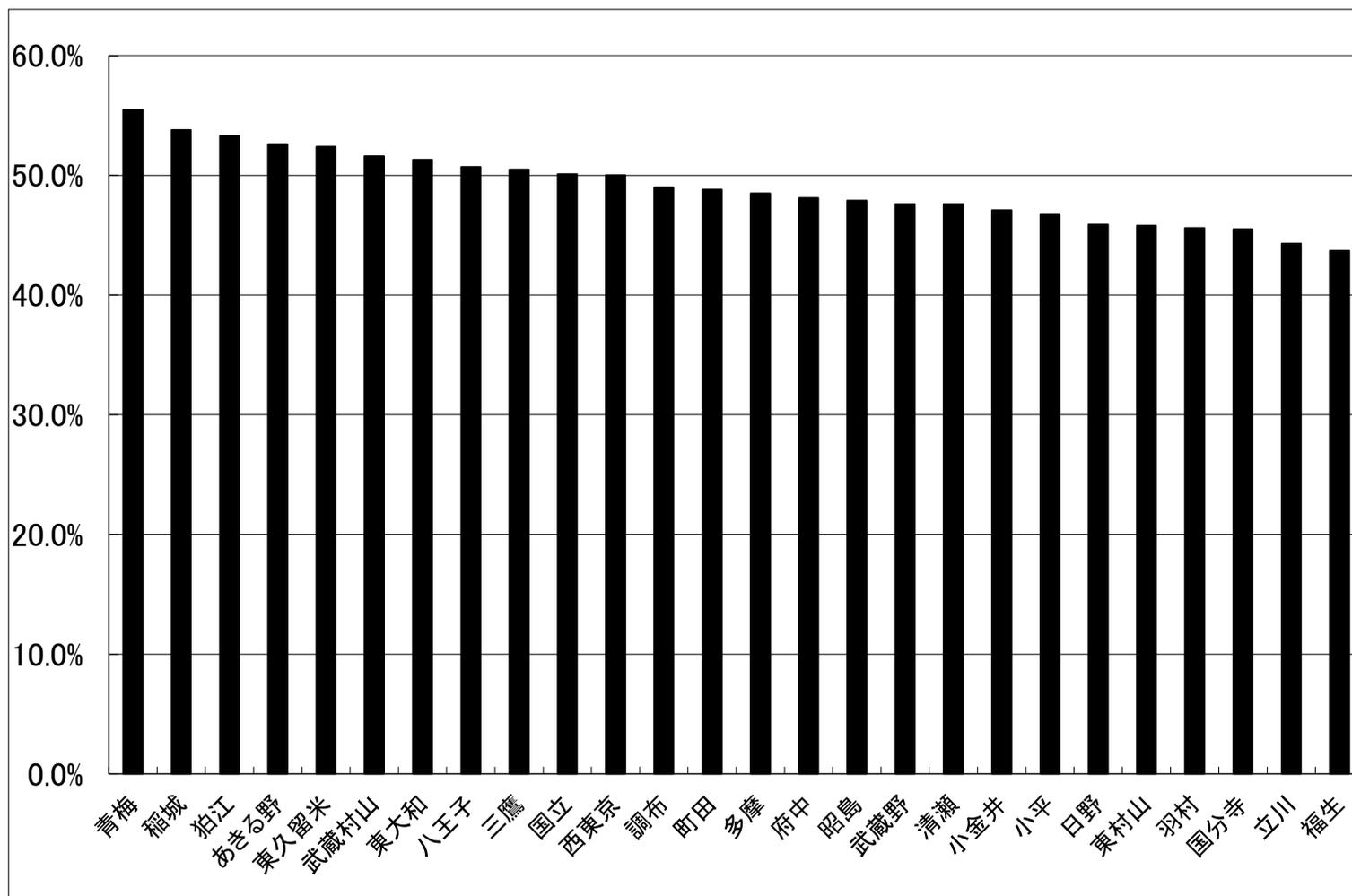
 市が負担している部分
 保護者が負担している部分(保育料)
 国や都が負担している部分

26市 保育料の国基準徴収金に対する徴収割合(平成24年度実績)

※平成25年8月調査

	自治体名	徴収割合
1	青梅	55.5%
2	稲城	53.8%
3	狛江	53.3%
4	あきる野	52.6%
5	東久留米	52.4%
6	武蔵村山	51.6%
7	東大和	51.3%
8	八王子	50.7%
9	三鷹	50.5%
10	国立	50.1%
11	西東京	50.0%
12	調布	49.0%
13	町田	48.8%
14	多摩	48.5%
15	府中	48.1%
16	昭島	47.9%
17	武蔵野	47.6%
18	清瀬	47.6%
19	小金井	47.1%
20	小平	46.7%
21	日野	45.9%
22	東村山	45.8%
23	羽村	45.6%
24	国分寺	45.5%
25	立川	44.3%
26	福生	43.7%
	平均	49.0%

←左表の 白抜き数字 はB階層に保育料の徴収がある自治体



各市のB階層徴収基準について

26市中、市民税非課税世帯から保育料を徴収している自治体は7市(平成24年度の保育料基準額表より)

単位:円

自治体名	階層区分		3歳未満児			3歳以上児		
青梅市	B2	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			5,000	2,500	0	4,000	2,000	0
昭島市	B	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			2,100	1,050	0	1,680	840	0
町田市	B2	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			1,300	1,200	0	1,200	1,200	0
東久留米市	B2	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			1,500	750	0	1,000	500	0
武蔵村山市	B	非課税世帯一律	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
あきる野市	第2階層	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			1,000	500	0	1,000	500	0
西東京市	B2	ひとり親家庭等を除く非課税 (※ひとり親家庭等の非課税は0円)	第1子	第2子	第3子以上	第1子	第2子	第3子以上
			2,100	1,100	0	1,400	700	0